

老人医療制度

医療費の自己負担を助成

65歳以上70歳未満で、次の①または②に当てはまる人は老人医療制度の要件に該当します。申請してください。

対象 ①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成24年中の所得税が非課税
②一人暮らしを含む「老人世帯」(別表の所得制限以下)※

申請方法 健康保険証、印かんを持参し国保医療課へ。老人医療制度が適用されると、所得金額によって医療費の自己負担が助成されます。

◆問い合わせ 国保医療課

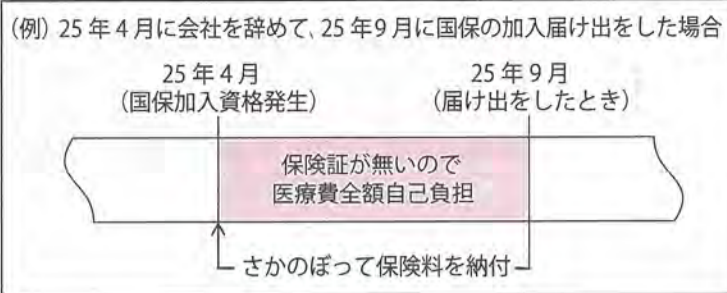
■表

扶養人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	1,595千円以下	6,287千円未満
1人	1,975千円以下	6,536千円未満
2人	2,355千円以下	6,749千円未満
3人	2,735千円以下	6,962千円未満
4人以上	1人につき380千円加算	1人につき213千円加算

※上記の額は、平成24年中の所得から本人控除(障がい者控除等)や社会保険料控除等をした額です(所得から控除できるものにつきましては、国保医療課までお問い合わせください)。

国保の届け出は14日以内

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。国民健康保険(国保)は、これら



の健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していなくても加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず**14日以内**に国保医療課に届け出てください。

加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

◆問い合わせ 国保医療課

こんなときは14日以内に国保医療課へ	届け出に必要なもの	
加入の手続き	1. 八幡市に転入したとき 2. 子どもが生まれたとき 3. 他の健康保険等を脱退したとき 4. 生活保護が廃止されたとき	印かん、転出証明書 印かん、国民健康保険証、母子健康手帳 印かん、健康保険等の脱退証明書 印かん、保護廃止決定通知書
脱退の手続き	1. 八幡市から転出するとき 2. 家族が死亡したとき 3. 他の健康保険等に加入したとき 4. 生活保護を受けるようになったとき	印かん、国民健康保険証 印かん、国民健康保険証、死亡を証明するもの 印かん、国民健康保険証、新しい健康保険証 印かん、国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他の手続き	1. 退職者医療制度に該当したとき 2. 市内での転居、氏名変更、世帯主変更 3. 保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき 4. 修学のため、家族が他の市町村に住むとき	印かん、国民健康保険証、年金証書 印かん、国民健康保険証 印かん、国民健康保険証または本人確認ができるもの 印かん、国民健康保険証、在学証明書

※届け出をする時に本人確認を求められることがあります。免許証等、本人確認ができるものを持参してください。代理人は、委任状と本人確認ができるものが必要です。

保険料は納期内に納付を!

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に納付をお願いします。

納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が増加されます。

便利な口座振替の利用を安心・確実・便利な口

座振替を利用してください。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または保険料収納課でお願います。

◆問い合わせ 保険料収納課

固定資産税(第3期分)の納期限は10月1日です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。

納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都市方税機構」に移ります。

口座振替のご利用を

申し込み 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申し込み書がない場合あり)または保険料収納課でお願います。

◆問い合わせ 納税課

選挙啓発標語を募集

市選挙管理委員会は京都府と連携して、選挙に関する啓発標語を募集します。

記入し(〒614-8501)市選挙管理委員会へ。

※1人3点以内で、未発表作品に限る。

▽賞品 9月中旬に明るい選挙推進協議会にて審査し、入賞者には賞品を贈呈します。

◆問い合わせ 市選挙管理委員会(総務課内)

バリアフリー改修で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当額です。

△減額の要件

▽住宅と居住者 平成19年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の(改修工事が完了した翌年1月1日現在)②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がい者

▽改修工事 平成25年4月1日から平成28年3月31日までに、次の①～⑥のバリアフリー改修工事を行い、補助金等を除く自己負担金

が50万円を超える工事。①廊下の拡幅②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め

※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。バリアフリー改修と耐震改修を同時に実施し、その改修が減額要件に適合する場合、両制度とも軽減(それぞれ別の申請が必要)が受けられます。

◆問い合わせ 課税課